



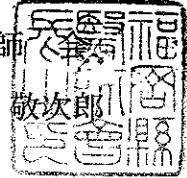
福岡県医発第 1531 号 (地)

平成 14 年 11 月 22 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原



小学 1 年・中学 1 年に対するツベルクリン反応検査
及び B C G 接種の中止について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部より別添のとおり、結核予防法施行令の改正が行われ、平成 15 年 4 月 1 日から施行される旨、通知がありましたので、お送りいたします。

つきましては、本件に関しご了解いただき、貴会会員への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

(地 173)
平成14年11月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

小学1年・中学1年に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種の
中止について（施行令の改正）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、結核対策の見直しにつきましては、平成14年7月23日付（地 93F）
厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会「結核対策の包括的見直しについて（意見）」
の送付について等の文書をもってお送りいたしました。

今般、小学1年・中学1年に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種の中止
について、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）の改正が行われ、平成
14年11月13日をもって公布され、平成15年4月1日から施行されることと
なりました。

施行令改正に伴う施行通知については、現在厚生労働省において作業中の結核予
防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）の改正時に合わせて発出するとのこ
とであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよ
ろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 1 4 年 1 1 月 1 3 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）
結核対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

小学 1 年・中学 1 年に対するツベルクリン反応検査及び B C G 接種の中止について

結核対策については日頃より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記にかかる結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）の改正が行われ、別添のとおり、平成 1 4 年 1 1 月 1 3 日をもって公布され、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりましたのでお知らせします。

なお、施行令改正に伴う施行通知については、現在作業中の結核予防法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 2 6 号）の改正時に合わせて発出することとしております。

結核予防法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（健康診断の定期及び回数） 第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。 一 十六歳に達する日の属する年度 二 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度 三 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度 2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。 一 前項第一号及び第二号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回 二 前項第三号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回	（健康診断の定期及び回数） 第二条 法第四条第一項及び第三項の政令で定める定期は、次のとおりとする。 一 七歳に達する日の属する年度 二 十三歳に達する日の属する年度 三 十六歳に達する日の属する年度 四 前号の定期の健康診断の際エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者その他厚生労働省令で定める者については、十七歳に達する日の属する年度及び十八歳に達する日の属する年度 五 十九歳に達する日の属する年度以降において毎年度 2 法第四条第一項及び第三項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。 一 前項第一号から第四号までの定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において一回 二 前項第五号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期においておおむね六月の間隔において二回。ただし、そのうちの一回は、前回

行つた健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。

行つた健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された者についてのみ行うものとする。

（法第十三条第三項のツベルクリン反応検査の対象者及び予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条第三項の定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるもの及び政令で定める定期は、次の表に掲げるとおりとする。

対 象 者	定 期
前条第一項第一号の定期の健康診断を受けたことにより定期の予防接種を受けた者	八歳に達する日の属する年度
前条第一項第二号の定期の健康診断を受けたことにより定期の予防接種を受けた者	十四歳に達する日の属する年度

（法第十三条第四項の予防接種の定期）

第二条の二 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

第二条の三 法第十三条第四項の政令で定める定期は、四歳に達するまでの期間とする。

（政令で定める機関）

第二条の三 法第三十六条第一項に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定す

（政令で定める機関）

第二条の四 法第三十六条第一項に規定する病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定す

る指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行つ者に限る。)

(指定の申請)

第二条の四 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする前条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)は、当該指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る訪問看護事業所(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地を記載した申請書を当該訪問看護事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(指定等の告示)

第二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定により指定医療機関の指定を行ったときは、次の各号に掲げる指定医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を告示しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局 その名称及び所在地

る指定居宅サービス事業者(同法第七条第八項に規定する訪問看護を行つ者に限る。)

(指定の申請)

第二条の五 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地を記載した申請書を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十六条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする前条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)は、当該指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る訪問看護事業所(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の名称及び所在地を記載した申請書を当該訪問看護事業所の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

(指定等の告示)

第二条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第三十六条第一項の規定により指定医療機関の指定を行ったときは、次の各号に掲げる指定医療機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を告示しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局 その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等 その名称及び所在地並びに当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地

2 前項の規定は、法第三十六条第四項の規定による指定の辞退があつたとき、及び同条第五項の規定による指定の取消しがあつたときに準用する。

(医療に関する審査機関)

第二条の六 法第三十八条第五項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。

二 指定訪問看護事業者等 その名称及び所在地並びに当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地

2 前項の規定は、法第三十六条第四項の規定による指定の辞退があつたとき、及び同条第五項の規定による指定の取消しがあつたときに準用する。

(医療に関する審査機関)

第二条の七 法第三十八条第五項の政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第一百七十九条に規定する介護給付費審査委員会とする。